

東海道五十三次 27 番目の宿場

令和8年5月27日
袋井市長定例記者会見資料
環境水道部水道課

エネルギーや食料品価格の物価高騰等の影響を受けている家庭や事業者等を支援するため、水道料金(基本料金分)を4か月分減免します

- ◇このたび袋井市は、昨今のエネルギーや食料品価格の物価高騰等の影響を受けている家庭や事業者等を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年7月から10月に請求する水道料金(基本料金分)を4か月分減免します。
- ◇減免対象は、袋井市水道課と給水契約を結び、水道料金の請求を受けている家庭や事業者等(国や地方公共団体を除く)で、減免対象となる方の手続は不要です。

【概要】

- 減免対象 : 袋井市水道課と給水契約を結び、水道料金の請求を受けている家庭や事業者等(国や地方公共団体を除く)。
《参考》奇数月検針 … 約16,000件/月、偶数月検針 … 約21,000件/月
- 対象期間 : 水道料金の基本料金を4か月分(令和8年7月請求分~10月請求分)減免。
6月・8月検針 → 7月・9月請求分を減免
7月・9月検針 → 8月・10月請求分を減免
- 減免金額 : 口径別基本料金(2か月分・税込)

口径	金額
13mm	2,519円
20mm	4,191円
25mm	5,038円

口径	金額
30mm	7,689円
40mm	16,346円
50mm	29,205円

口径	金額
75mm	84,249円
100mm	179,377円

※減免した金額を差し引いて請求(口座振替)します。従量料金については減免しません。使用水量に対する料金はかかります。

※下水道区域が市内全域をカバーしておらず、区域内外で不公平が生じるため、下水道使用料は今回の減免対象としません。

- 事業費 : 2億2,640万円(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用)
- 周知方法 : 広報ふくろい、市ホームページ、市内公共施設へのチラシ配架での周知のほか、6月と7月の水道メーター検針時に減免のお知らせチラシをポストに投函。

【お問い合わせ先】

袋井市 環境水道部 水道課 水道経営係 (担当: 鈴木)

電話 : 0538-84-6058 FAX : 0538-84-6072 メール : suidou@city.fukuroi.shizuoka.jp